

給付対象施設となるための「認可」と「確認」

子ども・子育て支援新制度による給付対象となるために、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要がある。

「認可」：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。

「確認」：会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	東京都	墨田区
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	墨田区	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		